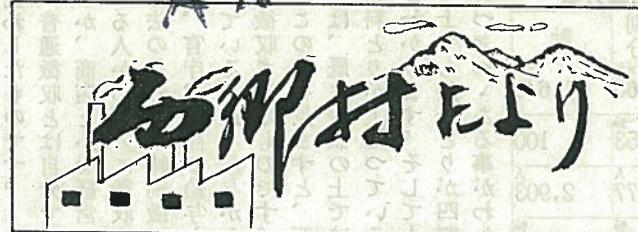


| 西郷村の人口及世帯数<br>(43.6.1現在) |        |
|--------------------------|--------|
| 世帯数                      | 2,188  |
| 人口                       | 10,615 |
| 男                        | 5,225  |
| 女                        | 5,390  |



発行日 昭和43年6月29日

発行所 村役場  
西郷 (磐城熊倉)  
電話 1番・2番・7番  
編集発行人 坂井周平  
企画課長  
印刷所 ワタベ印刷所

## 動き出す村の若い力

### 青年会と議員さんとの交流会

# は招く

現代の村の青年層と、指導的地位にある老壮年層との間に解を困難にしています。しかも社会情勢はめまぐるしく変化し、うつかりすると自分自身を見うしなってしまいます。人の事にはかまつていられない世の中です。その事が相互無関心不干涉の傾向をますます助成し、家庭にあっても社会にあっても、若い人と年老との話し合いは、とかく疎遠になります。しかし、これでは長い目で見た村の発展はどうい望めません。今度若い人の方から盛り上って、村の指導的地位にある議員さんとの交流会を開く運びとなりましたことは本当に喜ばしい事です。



六月二十三日午前十時から、西郷公民館で第一回の青年会と村議会議員との交流会が開催されました。

この日は青年会は四十八名も議長以下十五名その他の議会事務局、村長、助



写真上は奥甲子安心坂下の渓流、下は新らしく村で立てたにらみ岩  
登山案内図

役、総務課長も出席、青年会主催で七十数名の盛会でした。

青年会では

その原因はどこにあるか、どうのような方向に努力すべきであるのか、建設的な意見の造成と相互理解のためにはまだ話し合いの積み重ねが必要のようです。

#### 二番目の後継者対策の問題について

重要な事は、大きな立場で将来にも目を向け、農村はこれからどう動いて行くのか

どのように見ていくか。  
二、後継者対策をどう考え

三、西郷村の未来像はどん

なものか。

一、青年会を議員さん方は

どのように見ていくか。

三つの問題を提出し、分

科会に別れて、活発な意見の交換が行なわれました。

一番目の問題については

今の中には迫力、根性、親しみが乏しいとか、打算的で夢に乏しいとか、レジ

ヤーを楽しむ点で無軌道に

なりがちであるとか、種々のきびしい批判も出たよう

ですが、実態は果してそ

なのが、又そうだとすれば

その原因はどこにあるか、

どのよう方向に努力すべ

きであるのか、建設的な意

見の造成と相互理解のためにはまだ話し合いの積

み重ねが必要のようです。

二番目の後継者対策の問題について

重要な事は、大きな立場で将

来にも目を向け、農村はこ

れからどう動いて行くのか

の中で自分はどのように生きるべきなのか、基本的な問題をじっくり考える必要があるのではないか、とい

う事が問題点となりました

三番目の西郷村の未来像

については、東北縦貫自動車道の建設等により、近い将来において、東京の近郊農村の様相がますます濃厚になつて来る事が予想されるので、単に米作りと酪農

に終らず、近郊農村としての多種多様な経営型態に目

を向け学習をすゝめる必要

のある事が強調されました

この話し合いは午後四時まで熱心に続けられ、多く

の問題を残して一応終りました。近い中に機会を作つて又やつてほしいという希望が多いので、青年会では

次の話し合いの場を企画して

います。

毎月第三日曜日は

一家そろつて

「家庭の日」

## 考えさせられる村の姿

◇村県民税は  
誰がどの位◇

左の表は昭和四十三年度の村県民税を、普通徵収と特別徵収とに分けてどのよ  
うな割合になつてゐるかを現わしたもので、

普通徵収とは自分で農業とか、商店とかを經營している人から別々に徵収する方法のもので、特別徵収とは、官庁、会社の給与を受けている人が、給与から源泉徴収されるものです。

村は既に金額の上では給料とりが上廻つてゐる事

かわかります。そして人數の上でも給料とりが四割に近づきつゝある事がわかります。

| 項目   | 區別    | 普通<br>徵収分 | 特別<br>徵収分 | 計 |
|------|-------|-----------|-----------|---|
|      | 方円    | 方円        | 方円        |   |
| 課税金額 | 774   | 866       | 1,640     |   |
| 課税割合 | 47    | 53        | 100       |   |
| 課税人数 | 1,826 | 1,077     | 2,903     |   |
| 課税割合 | 63    | 37        | 100       |   |

**新税条例** 第三回臨時会

として知られます。  
この事実を事実としてみて  
とめて、その上で、わが村  
を更に住みよい村にするた  
めには、どのような方面に  
重点的に施策がなされるべき  
であるか、考るべきで  
はないでしょうか。  
みなさんもお考えになつ  
てみて下さい。

## 時議会の制定など 新条例のもとになる地方税法は、市町村民税について、基礎控除、配偶者控除扶養控除その他各種控除額を一円づつ引き上げ、扶養親族の範囲の拡大、専従者控除額の限度の引き上げ非課税範囲の拡大等の減税措置を中心とした改正がなされたことは皆さん新聞などでご承知と思います。この改正によつて、もし昨年と

|                     |                           |                          |
|---------------------|---------------------------|--------------------------|
| ⑩ 鈴木清勝<br>(千円台四捨五入) | ⑧ 今井<br>発 石材<br>一〇万円      | ⑥ 芳賀昭信<br>医師<br>一 一万円    |
| 商業<br>一〇万円          | ⑨ 持田冠兒<br>農業譲渡所得<br>一一〇万円 | ⑦ 延原貞雄<br>農業譲渡所得<br>一一万円 |

り廃車したりしたときの課税の仕方をくわしくご説明しますよう。一二五cc以下の原動機生自転車と耕耘機は、月割課税をしなくなりました。即ち四月一日以後に入れた場合はその年度は課税されざる又年度の途中で廃車した場合はその年度分全額の納稅をしなければなりません。それ以外の軽自動車（陸運車両）は従前どおり月割課税をしますから、入れた税務所で登録をとり扱う輕自動車（陸運車両）は従前どおり月割課税をしますから、入れた税

十八万円以下の場合にならぬ。○所得控除の項目に新たに、らしく小規模企業共済掛合控除が加えられた。

○登録国際観光ホテルに対する固定資産税軽減の特例条項が加えられた。

○経自動車税の月割課税が改正された。

以上が改正の要点ですが、

### 第三回 臨時議會

## 新税条例の制定など

り廃車したりしたときの調  
税の仕方をくわしくご説明  
しましよう。

十八万円以下の場合にならぬ。○所得控除の項目に新たに、らしく小規模企業共済掛合控除が加えられた。

○登録国際観光ホテルに対する固定資産税軽減の特例条項が加えられた。

○経自動車税の月割課税が改正された。

以上が改正の要点ですが、

課、厚生課、建設課、経済課、企画課を紹介しましたが、これまでが直接村長の指揮下にあり、村長を補助する部門です、同時に又この六つの課は村長を補佐する役員の監督下にもあるわけです。

所で村の会計事務は村長の指揮下にあつて収入役がつかさどっていますが、収入役の仕事を補助するため収入役室がおかれています。

# 各課紹介

## 各課紹介



その  
十

A black and white illustration of a slender vase containing a plant with long, thin leaves and small, star-shaped flowers at the top.

明るい村をスポーツから  
スポーツは、健康と相互理解の有力な場です。

青年会の球技大会が七月十四日午前八時集合で、西郷第一中学校校庭を中心に行なわれます。斗志のあふれた、しかもなごやかな試合風景が今から目にうかびます。青年の方々は一人で多く参加し、村民一同この大会を気持の上で盛り立ててあげましょう。

算に関すること。◎歳入歳出決算に関すること。◎その他会計事務に関すること。  
現在収入役室は会計係職員二名でやつておりますのでよろしくお願ひします。

月から月割課税され、止められた翌月からの課税を減額されます。以上が税条例改正についてです。

つて事務を担当しています  
が、その仕事の大要は次の  
とおりです。



